

令和3年 第3回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月29日(月) 9時30分～10時30分
2. 開催場所 門川町役場 南別館2階会議室
3. 出席委員 (10人)
会 長 1番 米良 成志
副会長 10番 金丸 幸子
委 員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員議員 (0人)
6. 出席推進委員 農地利用最適化推進委員(4人) 欠席1名
白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 米澤 一夫
7. 議事日程 報告第 3号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第 4号 農地の用途変更届出の件について
議案第 6号 農地の所有権移転申請の件について
議案第 7号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)の件について
議案第 8号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)の件について
8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は10名で議事録署名委員は9番委員と10番委員です。宜しくお願ひいたします。

報告第3号農地の所有権移転及び転用届出の件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第3号農地の所有権移転及び転用届出の件について説明いたします。議案書は2頁になります。農地法第5条の規定による届出になります。次のとおり受理したことを報告いたします。記載されていますとおり、申請が2件の所有権移転であります。

申請1件目、場所は庵川西5丁目136番、137番、登記簿地目が畑で、現況地目が休耕地の2筆合計282㎡、申請事由が住宅用地となります。申請2件目、南町2丁目38番地で現況地目が休耕地の1筆498㎡、申請事由が一般住宅となります。場所につきましては、3頁～6頁に地図を掲載しております。申請1件目、3頁4頁をご覧ください。庵川西地区の遠見の里の東側に2つの申請農地があります。申請2件目、5頁6頁をご覧ください。6頁に南町第1街区公園があります、そちらの北西側に申請農地がございます。以上です。

議長	<p>説明が終わりました。この件につきましては、報告議案でございますので、把握しておいてください。次に報告第4号農地の用途変更届出の件についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第4号農地の用途変更（届出）について説明致します。</p> <p>議案書は7頁になります。次のとおり、受理したことを報告いたします。</p> <p>申請1件の1筆になります。場所は大字加草字楠本3001-1で、面積が876㎡で、用途が田から畑の変更でございます。場所につきましては、8頁9頁をご覧ください。</p> <p>9頁に中村地区ハウス密集地がありますが、そちらに申請農地があります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。この件につきましても報告議案でございますので、それぞれ把握しておいて下さい。</p> <p>次に議案第6号農地の所有権移転申請の件についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第6号農地の所有権移転申請の件について説明いたします。議案書は10頁になります。</p> <p>農地法第3条の所有権移転になります。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。記載のとおり、申請1件の3筆になります。場所が大字川内字大内原6718-1が1筆、字北の内が2筆合計3筆の合計1,325㎡ですべて無償贈与であります。11頁～14頁にかけて地図を掲載してございます。まず11頁12頁をご覧ください。大内原の農地で、小松地区の五十鈴川の右岸側に申請農地がございまして、13頁14頁が小松地区の2筆の申請農地がございまして、小松地区の国道388号線沿いに申請農地がございまして、以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。</p>
事務局	<p>農地利用最適化推進委員の安田様が欠席でありますので、事務局の方で申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>去る3月22日に黒木委員、安田委員、安田推進委員と事務局の私と4人で現地確認を行いました。</p> <p>農地の所在につきましては、事務局の説明及び議案書のとおりで、所有権移転の申請となっております。譲渡人と譲受人は遠縁の親戚関係にあるようで、お二人とも小松地区にお住まいです。元々は譲渡人の亡くなられた父が農業者でありましたが、農業後継者がおらず、生前より今回の譲受人に対して生前贈与を希望していたとのことでした。現在の農地所有者の娘さんも、譲渡人も、これに賛同しており、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>申請内容につきましても、事務局で確認したところ、農地法3条の各要件を満たしているとのこと、本案件につきましては、特に問題はないと思われまます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はございませんか。</p> <p>特に問題は無いようでございますが、賛成の方は挙手願います。 全員賛成です。</p> <p>次に議案第7号基盤強化法19条の件について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第7号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の広告）の件について説明いたします。</p> <p>議案書15頁16頁をご覧ください。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求</p>

ます。申請は3件の3筆で貸借権の設定になります。令和3年1月1日から令和12年12月31日の10年間になります。

申請1件目、大字門川尾末字軍野3130-1、田1筆981㎡、利用目的が農業用施設ハウス用地で賃借料が98,100円となっております。申請2件目、大字門川尾末字軍野3131-1田1筆982㎡、利用目的が農業用施設ハウス用地で賃借料が98,200円、申請3件目、大字門川尾末字軍野3132-1田1筆981㎡利用目的が農業用施設ハウス用地で賃借料が98,100円です。17頁から18頁に地図を掲載しております。3件とも同じ場所に並んでいます。城屋敷ハウス団地の東側に申請農地がございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。譲受人が同一でありまして、場所も一緒でありますので、一括して審議を伺います。推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員

農地利用最適化推進委員の白木です。申請番号1番についてご説明いたします。

去る3月26日に金丸委員、児玉委員、松本推進委員、事務局の水永係長と私の5人で現地確認を行いました。

農地の貸付人、借受人の所在につきましては、事務局の説明及び議案書のとおりで、10年間の賃貸借権の設定となっております。借受人は大玉トマト栽培を中心にハウス園芸をされている城屋敷地区の認定農業者でハウスの施設用地として活用計画となっております。なお、当該農地については借受人が以前より賃貸借権の設定を行っていたもので、今回の計画においてその賃貸借権の延長を再設定するものであります。

借受人が地域の重要な担い手であり、これまでも十分な実績があることなどから、本案件につきましては、特に問題はないとのことですので。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見ございませんか。

特に問題はないようですが、賛成の方は挙手願います。 全員賛成です。

次に議案第8号基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第8号基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について説明いたします。議案書は19頁、20頁になります。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

申請件数が3件の3筆です。すべて貸借権の設定でございます。令和3年5月から令和13年4月までの10年間となっております。貸付人は記載のとおり3人で、借受人はすべて、公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。対象農地は、現況地目が田であります。申請1件目、大字庵川字六反田3765番、田1筆779㎡、利用目的が農業用施設ハウス用地で賃借料が53,794円です。2件目大字庵川字六反田3766番、田1筆761㎡、利用目的が農業用施設ハウス用地で、賃借料が52,550円です。3件目、大字庵川字六反田3767番、田1筆777㎡、利用目的が農業用施設ハウス用地で賃借料が53,656円です。この申請案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に借受を希望する者に貸付を行う案件です。場所については、21頁22頁をご覧ください。3件ともに近接地で、庵川東地区の地図に申請地がございます。

議長

説明が終わりました。借受人が同じで、場所も一緒ですので一括して上程します。推進委員のご意見を伺います。

米澤推進委員

農地利用最適化推進委員の米澤です。申請番号1番、2番、3番については借受人が同一人物であること、借受地がそれぞれ隣接しているので、併せて説明いたします。

去る3月22日に染田委員、藤本委員、事務局の水永係長と私の4人で現地確認を行いました。

農地の貸付人は議案書に記載のと通りの3人で、借受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。対象農地は庵川東地区の農振農用地区域内にあり、現況地目においてすべて田の3筆2, 317㎡となっております。

契約内容は貸借期間が10年間の賃貸借権の設定となっております。この案件は、農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に借受を希望する者に貸付を行うものですが、その配分予定である対象者もほぼ決まっているようで、ミニトマト栽培を中心にハウス園芸をされている新規就農者の方で、原状通りハウスの施設用地として活用する計画となっております。

計画内容につきましては事務局に確認したところですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしており、特段の問題はないとのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特に問題はないと思いますが、賛成の方は挙手願います。 全員賛成です。

以上を持ちまして、令和3年第3回農業委員会定例総会を閉会します。

令和3年3月29日

議事録署名人

9番委員

染田良作

10番委員

金丸芽子